

報 告

国際法に託された希望と未来—— 大沼保昭先生『国際法』出版に携わって

東洋哲学研究所 委嘱研究員 葛 木 文 湖

本日は、大沼先生の奥様の清美さん、長女のみずほさんも参加をされ、「大沼保昭文庫」開設シンポジウムで発表をさせていただくことに感謝の気持ちでいっぱいです。文庫の開設に尽力され、本シンポジウムを開催された創価大学平和問題研究所の玉井さんにも心より感謝します。本日、登壇される三牧さんと大中さんをはじめ、国際法の分野はもちろんですが、研究分野を超えた非常に多くの交友関係を持っていた大沼先生の功績を語るには、私よりもずっと適任の方がいるとの思いに堪えません。

しかしながら今回、引き受けさせていただいたのは、大沼先生の最後の著作、ちくま新書の『国際法』の執筆に、秘書としていささかでも携わらせてもらうなかで目にした命の限り学問に向き合う大沼先生の姿を何らかの形で伝え、大沼先生への感謝を表すとともに、今回のシンポジウムの副題にもある大沼先生の間人観、歴史観、学問観を学んでいくことに少しでも寄与したいとの思いからです。そこで本日は、秘書として関わった『国際法』の執筆の際の大沼先生の様子、執筆の状況をまずお話しします。

学術シンポジウムの内容として、適切な話かとの思いもありましたが、「人間としての大沼を語ってください」とのみずほさんの言葉に甘えさせていただきました。そして、私自身が『国際法』から学んだことやいくつかの書評を通して、大沼先生が国際社会の現実と格闘しながら指し示された希望と未来への指針も明らかにしたいと考えています。

私と大沼先生との関わりは、2014年に東洋哲学研究所で講演を聴き、非常に感銘を受けたこと、そして2018年の夏頃に大沼先生が新たに秘書を探しており、多くの方に声を掛けてしていると聞いたことです。

メールの送信、名簿の管理を在宅で行うという話に大沼先生から少しでも学ばせていただく機会ができたかと手を挙げて、2018年8月24日に大沼家で大沼先生と面談をすることになりました。非常に怖い先生とのイメージがあり、覚悟して行きましたが、終始、笑顔で業務内容について話をされた先生からぜひ秘書を引き受けてほしいとの言葉とともに、余命が来年の春といわれている状況を淡々と伝えられました。穏やかに力強く病気に立ち向かい、仕事、家族、友人との時間を大切に過ごそうとしている先生の姿に私のほうが励ましをもらう思いで、少しでもお役に立てればと秘書を引き受けさせていただきました。

翌日よりほぼ毎日、電話で聞いた長い文章を口述筆記し、各所にメールで送るなど、想像以上に忙しい毎日になりました。この時点で『国際法』は、弟子の研究者のかたがたと協力し、楽しみながら自身でPCに向かって執筆をしたいと言われており、私は関わらない予定でした。ところが、大沼先生は、9月10日に体調を崩され、慶應大学病院に緊急入院しました。その翌日、先生の指示により大沼家でPC、愛用の赤と青のサインペン、ICレコーダーなどを用意し、私は病院へ行きました。この日より一日おきほどのペースで先生の病室へ通い、先生の『国際法』の手書き原稿や修正をPCに打ち込み、プリントアウトして渡す作業が始まりました。

準備したICレコーダーは、先生の体調が思わしくなく使うことはありませんでした。そのため原稿のほとんどは病床で手書きをされました。ここで家族の了解を得た上で、先生の手書きの原稿を画面に映させていただきます。これは第6章「人権」の原稿の1枚です。赤や青のペンがたくさん入っていて、知っている方にとっては、非常に懐かしい先生の筆跡だと思います。(3頁参照)

入院をした時点では、第5章まではほぼ完成をしており、残すは第6章の「人権」、第7章の「経済と環境の国際法」、第8章の「国際紛争と国際法」、第9章の「戦争と平和」の四つの章でした。第6章の「人権」は阿部浩己さん、第7章のうち経済の部分を伊藤一頼さん、環境の部分と第8章を石井由梨佳さんに協力

をしていただき、執筆が進められました。

その間、先生の指示によりちくま新書の松田健編集長がゆかりの国際法研究者のかたがたに専門に関わる原稿を送り、意見を聞いて、それを反映させました。参考文献リストも多くの研究者に協力してもらい、完成させる作業が行われました。意見を聞いた研究者のなかには、本日の発表者の三牧さんと大中さんもいて、大沼先生が信頼を寄せられていた2人から話を聞けることを、非常にうれしく思います。ご多忙で引き受けられなかった方も含め、大沼先生がこれまで非常に多くの研究者の方と交流し、学問を高められてきたこと、より良い著書とするために大変な状況でも妥協することなく、批判的なものも含めて多くの人の意見を取り入れようとした姿に非常に感銘を受けました。

原稿作成作業と並行して、序章から第5章までのゲラを修正する作業も行っていました。出版日は、先生の状況を考慮して、本来の予定を前倒した12月となりました。10月8日に第6章の「人権」の結論部分を口述筆記し、10月9日に第9章の「戦争と平和」が書きあがって、全ての章が完成しました。10月10日、12日、15日はゲラのチェックを中心に進められました。この間、毎日新聞の連載コラム「『トランプ大統領』の時代（上）」、「同（下）」を執筆され、またアジア国際法学会の学会誌に2017年にケンブリッジ大学から出版された教科書 *International Law in a Transcivilizational World* (Cambridge University Press, 2017) の誌上シンポジウムとして6本の批評論文が掲載されることとなっており、これに対する英文リプライの執筆もしなければならない多忙な状況でした。

声の力強さから体調は決して良いとはいえ、奥様も心配をされていました。英文リプライの締め切りが迫っていたため、10月15日に前半の口述筆記をしました。この日は、これまでよりもいっそう声を出すのがつらそうに感じていたところ、途中で、「残りは全て頭のなかに出来上がっているから明日にしましょう」とにっこり笑って言われたのが、翌日の朝早くに亡くなられた先生と交わした最後の言葉となりました。亡くなるその日にも仕事の遂行を決意していたその言葉に、常に責任を持って、仕事を全うされてきた研究者としての大沼先生の姿勢が現れていたと感じています。

その後、執筆協力の研究者の皆さんとちくま新書編集長の多大な尽力で、12月8日に『国際法』は出版され、この分野でのベストセラーとなりました。大沼先生が書かれた国際法の教科書は、2005年に東信堂より発刊した『国際法はじめて学ぶ人のための』、2017年にケンブリッジ大学から出版された教科書があります。ケンブリッジの教科書は、西洋列強によって作られた国際法への懐疑的挑戦として、近現代の思考様式だけにとらわれない文化、文明の思考様式、すなわち儒教的発想や仏教的思想などを取り入れ、国際社会を理解しようとする文際的視点からの国際法を提示したものでした。

そして、弱者が国際法を武器に国際社会の中で生き抜いていくための大きな手掛かりとなるために多くの人が手に取りやすい新書として、易しい表記を用いて執筆をされたのが、遺著となったちくま新書の『国際法』です。大沼先生は、文際的視点を提示するなど、優れた国際法研究者である顔と弱者の立場に立った市民活動家としての顔の二つを持っていました。2017年、2018年に出版され、大沼先生の晩年を飾る二つの著書は、二つの顔を持つ大沼先生の姿勢がそれぞれ凝縮されたものだと感じています。

まさにロシアがウクライナを侵攻している現在、『国際法』を再びひもとくと、希望の言葉よりも「不条理の世界の法」、「偽善の体系としての国際法」、「中口の台頭などがもたらす国際法の『冬の時代』」において、国際法の強化に努めることのむなしさや徒労感」といった言葉を、身につまされるものとしてひしひしと実感します。しかし、1970年代からこの現実と常に戦いながら打ちひしがれることなく、国際法の可能性を信じ、最後の著作で希望の言葉を語った大沼先生の著作にあらためて学ぶ必要性も痛感しています。

本書は、三部構成となっており、第一部「国際法のはたらき」では、国際法の歴史的成り立ち、国家と非国家主体の関係性、国際法のあり方が述べられています。第二部「共存と協力の国際法」では、領域、経済、環境、国籍、人権といった国際法に関わる重要なテーマが論じられています。第三部の「不条理の世界の法」では、国際紛争、「戦争と平和」の問題と国際法の意義、限界がテーマとして取り上げられています。この内容について、『国際法』の書評を取り上げ、その特徴を整理して、現代社会に与える示唆を考えていきます。

『国際法』の書評は、2018年の出版直後に出た三牧さんのものから5つ発表されています。三牧聖子「今年の1冊」『シノドス』2018年12月、篠田英朗『読売新聞』2019年1月14日付、古関彰一『東京新聞』2019年1月27日付、中山雅司『月刊 第三文明』第713号（第三文明社、2019年5月）、蔦木文湖『東洋学術研究』第58巻第2号（通巻183号）（東洋哲学研究所、2019年11月）です。各書評がこの著作の何を重視し、読者に伝えようとしたかを整理して、この著作が現代社会に与える意義を考察します。主に三牧さん、篠田英朗さん、古関彰一さん、中山雅司さんの四つの書評を参照します。各書評には、特徴があります。古関さんは、「人権」が国際法の革命をもたらしたとした上で、『国際法』が「人権」の章の後に「経済」、なかでも国際投資、通貨、金融を加え、さらに環境問題を「地球文明」の視点から論じていることに注目しています。経済と環境がこれからの国際法で大きな地位を占めるという著者の見識を高く評価しています。

篠田さんと中山さんは、「欧米中心主義的に形成されてきた国際法の歴史に対する、強い問題意識（篠田さん）」、「近代以降国際法を生み出し国際社会を主導してきた欧米中心主義に対する批判的視座（中山さん）」というように、大沼先生が現在の国際法の持つ欧米中心主義の限界を指摘してきたこと、それを乗り越える視点として「非国家主体と多様な文化・文明間の関係に着目する『民際的』『文際的』視点（中山さん）」を提示したことを高く評価し、大沼国際法学を象徴するものだと捉えています。この2人は、各章で取り上げられていく日韓関係にまつわる課題にも言及をしています。

篠田さんは、時事的な関心が随所に述べられる例として、日韓基本条約や、日韓請求権協定の解釈を挙げ、この解釈が日韓の間で異なることが国際的「法の支配」と国内的「法の支配」との間の「時に解決不能と思われる問題を惹起する」という本著書の記述を、深い洞察であると評価しています。中山さんは、大沼先生が「慰安婦問題や在日韓国・朝鮮人問題など少数者や弱い人々の人権を守るための社会活動に献身」してきたことを述べ、これらの活動が「法に依る『平和』と『正義』の実現にこそ国際法の存在意義があるとの信念に基づく」ものだと評価しています。

三牧さんの書評は、この後共通するテーマとして提起する現実主義の観点から、大沼先生の国際法を理解しようとしていることが特徴です。

このように多様な視点から学べる『国際法』ですが、各評者が共通して重視した点を明らかにしていきます。一点目は、「一般の読者にとっての国際法の有用性」です。書評という、より多くの読者に関心を持ってもらうものであることはもちろんありますが、各評者とも大沼先生がこの著作を一般の人々が国際法についての知識を持てるようにする目的で執筆されたことを非常に高く評価しています。

古関さんは、「日本国民全体にかかわる大問題だけでなく、コンビニでパンを買うといったまったく私的な問題まで、国際法とかかわりを持っている」との大沼先生の問題意識を評価しています。三牧さんは、「意識的に、しかしそれ以上に無意識のうちに守られ利用され」、「国際社会に通用している一般的な国際法について確固たる知識を身につけることは現実的な課題」だとしているように、人々の生活に国際法が深く関わっていること、そのために国際法を一般の人が学ぶことの有用性を指摘しています。篠田さんと中山さんは、この著作が「国際法の全般的な知識を新書で一般読者に提供する」、「専門知識を網羅しながら一般市民にも平易に理解できる」ものを目指したことを、高く評価しています。

二点目は、「日本人にとっての国際法」の観点です。一点目の国際法の有用性とも関わってきますが、近代以降の日本の歴史を振り返ったときに、重要な出来事は常に国際法を吸収、実践、活用することで乗り切ってきたこと、一方、欧米諸国への不信感を高めて、国際法を軽視し、戦争を正当化したことが第二次世界大戦という国家存亡の危機をもたらしたと考える大沼先生の歴史観を、どの評者も非常に重視しています。この教訓は、日本と日本人にとって重要であるのはもちろんですが、現在そして未来においてどの国にとっても重要なことだと思えます。

三点目は、「国際法と現実主義」です。大沼先生の非常に冷静な国際社会に対する現実主義的な見方は、「国際法の冬の時代」という言葉に集約されています。この著書の中では、「これまで支配的だった欧米中心のリベラルな国際

法秩序が、超大国化しつつある中国、各種テロ集団、利己的な行動に走る地域大国などからさまざまなかたちで揺さぶられ、破られ、蹂躪される」ものとして描かれています。古関さんは、国際法の現状に向き合ったときに、その強化や実効性の向上に力を注ぐことを「虚しい営為」だとする読者の絶望感に共感し、「私自身いやになるほど感じてきた」と述べる大沼先生の心情に共感を寄せています。

また、三牧さんは、国際社会を「不条理の世界」とし、国際法もまた「偽善にすぎない」とする大沼先生の世界認識は、国際政治学の現実主義に通じると述べています。中山さんも大沼先生が「弱肉強食、駆け引きと暴力が跋扈する不条理の世界」である国際社会という現実を直視した上で、国際法のはたらく余地と機能を見いだそうとしていることを高く評価しています。

このシンポジウムの直前である2022年2月、ロシアが国際法を軽視する形でウクライナへの侵攻を開始しました。その情勢を日々注視するなかで、このような大沼先生の現実認識に深くうなずくものでした。しかしそれだからこそ、国際法を自らの武器として利用する力が必要であること、「わたしたちはそれに賭けるしかない」という国際法に託された希望を現実的な選択肢として選び取っていく必要性を、この著書を通して教えられていることを強く認識しました。

四点目は、「国際法に託された希望と未来」です。大沼先生は『国際法』の最後で、現行国際法の源流とされる1625年のグロティウスの『戦争と平和の法』以来4世紀を費やし、二度の世界戦争という莫大な犠牲を払って戦争を違法化してきた人類の歴史、さらに文際的視点では中国、古代ギリシャ、インド東南アジアのはるかに古い時代の歴史をたどり、その時代から何千年もかけて人類が戦争、武力行使一般を違法とする国際法のあり方を築いてきたことに、「一抹の希望」を見いだそうと呼び掛けています。各評者も「『若き』国際法に対する今後への展望が込められている（古関さん）」「現実を直視しながらも理想に向かって着実に歩みを進めていくことの大切さを教える（中山さん）」、「慎重で力強い理想主義が本書の一つの真骨頂」「次世代への願いと励まし（三牧さん）」というように、大沼先生が国際法に託された希望への共感の言葉を

述べています。

大沼先生が引用するマハトマ・ガンジーの「善きことはカタツムリの速さでしか進まない」の言葉には、国際法や国際社会の現実認識が綴られ、「たとえばカタツムリの速さであれ、それは一步一步前に進んでいるのである」の言葉には、それでも忍耐強く進んでいくという希望が込められています。歴史的に国際法が不完全ながらも国際社会をより良き方向に進めてきたこと、その限界はあるものの国際法が果たしゆく可能性を前提にして、今後も国際社会における諸課題について議論をしていくことが重要です。

私自身の書いた書評でも紹介しましたが、「人権」の章の手書き原稿の最後には「ドナルド・トランプという露骨な差別主義、排外」までが書かれています。(4頁参照) その原稿の続きとして、大沼先生が非常に力強く口述筆記をされた「人権」の章の結論部分を引用して、終わります。

中ロ・西欧・米国のいずれをとってみても今後しばらくは人権にとって『冬の時代』が続くだろうことは覚悟しておかなければならない。しかしこのことは何らわたしたちに絶望を強いるものではない。(中略)さまざま反動の動きのなかで人権はなんとか二一世紀の今日のレベルにまでたどりついたのである。『冬の時代』は10年、20年続こうが私たちはそれにひるんではない。

世界第三の経済大国であり高い人権水準をもち、他国にも法制の支援、人権教育などの形で人権の普及につとめてきた日本は、今後とも諸国の同様な精神をもつ指導者や市民とともに自信をもってそうした政策を推し進めるべきである。いつまでも続く闇というものはないのだから。

現在、武力以外で戦争を止められるのかという試練に国際法がさらされていますが、大沼先生のこの最後のメッセージを、「冬の時代」にひるむことなく積み重ねてきた人類の英知を総動員し、国際法を力としてあらゆる努力を惜しまず、忍耐強く真の平和の世界を構築する道標としたいと結論します。ありがとうございました。